

# 極域協力研究センター 設立記念国際シンポジウム

## 『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』

### International Symposium Emerging Arctic Legal Orders in Science, Environment and the Ocean

#### 趣旨説明

極域協力研究センター長・柴田明穂

極域協力研究センター（Polar Cooperation Research Centre=PCRC）は、神戸大学大学院国際協力研究科（GSICS）の部局センターとして2015年10月1日に設立された<sup>1</sup>。PCRCは、文部科学省の北極域研究推進プロジェクト（ArCS, 2015年9月～2020年3月）<sup>2</sup>を実施する拠点として機能し、主に北極域において展開する国際制度について研究し国際共同研究を推進する。2015年10月に公表された我が国の北極政策<sup>3</sup>でも、「北極評議会の活動に対し、我が国の有する科学的知見や先端的な科学技術等を活用」しながら、「北極に関するグローバル課題への対応や国際的ルール作りに積極的に参画していくこと」が必要であるとする。科学的知見を人間社会の問題解決に資する社会的知見として活用していくには、まずもって「人間社会」の射程とそこで解決が求められている「問題」を明確にしなければならない。科学の究極的な目的が人間一人一人の幸福に資することだとしても、科学的成果が人間の営みに還元される過程には、通常、地域コミュニティ・自治体・国の政策が介在し、さらには国の政策を調整し、方向づける国際社会の要請が存在する。ArCSの文脈での神戸大学における研究は、北極評議会を中心とした「北極国際社会」で解決が求められている「国際的問題」を明らかにし、そこで必要とされる科学的知見を同定することである。

我が国における北極域国際制度研究、特にその国際法的研究は緒に付いたばかりである<sup>4</sup>。冷戦終結を契機として急展開した北極における国際協力は、まず1990年に学界を中心とした科学協力を促進・調整するための国際北極科学委員会(IASC)の設立に始まり、1991年には北極の生態系を保護するため北極環境保護戦略(AEPS)が採択された。それを発展させたのが、「北極の共通の諸課題・・・につき北極国の間で協力、調整と相互作用を促進する手段を提供する」ための「高級レベルのフォーラム」として1996年に設置された北極評議会(Arctic Council)である<sup>5</sup>。北極評議会は国際機構ではないが、最近では北極政策の方向付け(policy shaping)、さらには北極国際法形成(international law-making)の場として機能しつつあるという指摘がある<sup>6</sup>。実際、北極評議会の下で交渉された北極捜索救助(SAR)協定が2011年に、北極海油濁汚染準備対応(MOPPR)協定が2013年に成立した。さらに現在、2017年5月米国アラスカ州フェアバンクスで開催される北極評議会第10回閣僚会合に合わせて署名ができるように、国際北極科学協力促進協定案が交渉中である。南極と異なり北極地域には長きにわたって人間の営みがあり、北極先住民及び地方住民の持続可能な開発(sustainable development)が、先進国対途上国という文脈で展開してきた原理とは異なる形で議論になっている。北極海については、国連海洋法条約(UNCLOS)を基本枠組としつつも、

氷に覆われた危険かつ環境的に脆弱な特殊海域として、北極沿岸国の規制管轄権が強化され(UNCLOS第234条)、その航路利用については国際海事機関(IMO)が採択した法的拘束力ある極海コード(Polar Code)の国内の実施が喫緊の課題となっている。さらに北極評議会では2015年に北極海協力タスクフォース(TFAMC)が立ち上がり、海洋保護区(MPAs)などを含め北極海特有の諸問題に地域的に対処していく制度作りが模索されている。ただ、これら北極域国際制度の最新の展開を包括的に分析した研究は我が国には未だない。

以上を踏まえてPCRCでは、ArCSが求める研究を実施していく前提として、「北極国際社会」を構成する北極域国際制度の全体像を俯瞰し、その将来的展開の方向性を正確に把握することを目的として、今回の国際シンポジウムを開催した。具体的には第1に、北極域国際制度の最新情報を、当該分野の専門家から入手することである。ここに掲載された論文は、北極評議会、北極海をめぐる国際法制度、そして北極環境をめぐる国際法制度に関する包括的でありながら専門的になりすぎない分析である。北極に関心を有する行政関係者、自然科学研究者、そしてメディア関係者にとって有益な情報源となるであろう。同時に、北極域国際制度研究を専門にする研究者にとっては、今後深めるべき個別論点につき極めて示唆的である。第2に、各専門家から北極域国際制度の将来像を提示してもらうことである。その際、PCRCとしては以下

の仮説を批判的に考察していただくよう要請した。すなわち、今後5年程度の間想定される北極域国際制度の展開として、「北極評議会を第一義的なフォーラムとした規範的秩序づくりが進展する」という仮説である。この仮説は、PCRCの研究全体を貫くテーマでもある。第3に、ArCSの要請を念頭に、今回のシンポジウムでは、北極域を対象とする自然科学研究者と北極域国際制度研究者との対話を重視した。国際シンポジウムでの報告に加えて、パネルディスカッションや質疑応答の概要も掲載したのは、この対話の内容を将来の研究材料として記録に残しておくためである。

なお、ここに掲載された論文は、シンポジウムでの口頭報告をほぼそのままの形で原稿にし、それをPCRCで和訳したものであり、引用や脚注は最小限にしている。シンポジウムの報告をベースにした本格的な研究論文は、原文の英語にて、PCRCワーキング・ペーパー・シリーズとして、PCRCホームページ上で公開している<sup>8</sup>。『国際協力論集』では日本語論文につき英文要約(アブストラクト)を付けるのが通例であるが、オリジナルの英文論文が公開されることから、編集委員会のご了解を得て、英文要約を割愛させていただいた。

最後に、本シンポジウムの開催に財政的支援をいただいた、2015年度神戸大学国際研究力強化事業助成(短期滞在型)に感謝申し上げます。

## ご挨拶

国際協力研究科長・四本健二

国際シンポジウム「北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋」に皆様をお迎えできても光栄です。なによりもまず、私は、このシンポジウムの成功を願ってやみません。シンポジウムは、研究者が共通の問題を解決するため、協力の精神でともに努力する良い例です。周知のとおり、北極のガバナンス、とりわけその規制をより良いものにする事は、喫緊のグローバルイシューの1つです。北極域の寒い気候にも拘わらず、そこでの国際法秩序形成は極めて熱い課題です。

柴田明穂教授のリーダーシップの下、本研究科に極域協力研究センター(PCRC)が設立されたことをお祝い申し上げたいと思います。私は、このセンターが日本、アジア、そして願わくは世界の北極法秩序研究のハブになることを期待します。このシンポジウムを通じて、我々がそれぞれの国において、より良く問題に対処できるようになるものと確信しています。そしてシンポジウムの成功は、個人的な学習の成果としてだけでなく、人々の利益のためにそれを活用することが重要と考えます。

今日、神戸は今冬の寒さです。スピーカーのどなたかが、寒さを一緒に連れてきたのかもしれませんが、この2日間のシンポジウムでは熱い議論を期待します。ありがとうございました。

## 注

- 1 神戸大学大学院国際協力研究科「極域協力研究センター内規」(2015年9月2日教授会制定)。PCRCの活動内容については以下のホームページを参照。<<http://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-pcrc/index.html>> (2016年3月20日最終閲覧)
- 2 北極域研究推進プロジェクト (ArCS) については以下のホームページを参照。<<http://www.arcs-pro.jp/about/index.html>> (2016年3月20日最終閲覧)
- 3 内閣府総合海洋政策本部「我が国の北極政策」(2015年10月16日)。<[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai14/shiryoul\\_2.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai14/shiryoul_2.pdf)> (2016年3月20日最終閲覧)
- 4 我が国における北極国際法研究の動向をまとめた以下の論文を参照。Akiho Shibata, "Japan and 100 Years of Antarctic Legal Order: Any Lessons for the Arctic?," *Yearbook of Polar Law*, Vol. 7 (2015), pp.1-54, especially footnotes 16 to 19.
- 5 北極評議会設立宣言 (1996年9月19日)。和訳は薬師寺・坂元・浅田編『ベーシック条約集 2016年版』(2016年) 533頁参照。
- 6 David L. VanderZwaag, "The Arctic Council at 15 Years: Edging Forward in a Sea of Governance Challenges," *German Yearbook of International Law*, Vol. 54 (2011), p. 313.
- 7 英文原稿の和訳については、PCRC 特命助教の稲垣治氏と GSICS 博士前期課程の來田真依子氏の協力を得ながら、PCRC センター長の柴田明穂が監修した。
- 8 PCRC Working Paper Series: <<http://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-pcrc/paper.html>>